

# 経営者が 知っておくべき 税金知識

経営者が最低限知っておきたい！  
消費税の税務

- 簡易課税制度の注意点
- 消費税の税務調査対策



経営者が最低限知っておきたい！

消費税の税務 Ⅲ

## はじめに

消費税の節税の王道として、原則的な計算を行うことに代えて、簡易課税制度を選択することが挙げられます。簡易課税制度は、前号で見た課税仕入れの計算をせず、課税売上だけを把握すれば、消費税の納税額を計算することができる制度です。計算が簡単になるという意味で「簡易」と言われますが、それにとどまらず納税額が小さくなることもあり、敢えて簡易課税制度を選択することで大きな節税ができる場合もあります。このため、消費税の節税のためには積極的に検討したい制度ですが、届出書の提出などの重要な要件や、二年縛りなどのデメリットもありますので、ミスがないよう細心の注意が必要になります。

その他、今月は消費税の税務調査対策を取り上げました。法人税減税が叫ばれる中、税金を確実に追徴することができる消費税に、税務調査の中心が移りつつあります。会社を守るためには、消費税の税務調査をうまく切り抜ける必要がありますので、税務調査で狙われるポイントとその対策をしっかりと押さえてください。

本テキストが、皆様のビジネスにとってわずかなりともお役にたつのであれば、これに勝る喜びはありません。

### 目次

V 簡易課税制度の注意点

VI 消費税の税務調査対策

#### <注意点>

本小冊子は、平成 26 年 12 月 1 日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。なお、平成 27 年 10 月 1 日から、電子書籍等に課税される消費税の取扱いが改正される予定ですが、この税制改正はまだ国会を通過していませんので、本テキストでは触れていません。

その他、消費税は法人だけでなく個人事業者に対しても課税されますが、個人事業者の消費税は法人の消費税と多少異なる部分がありますので、本テキストは法人の消費税を前提に解説しております。

## V 簡易課税制度の注意点

【Q24】

＜簡易課税制度の意義＞

顧問税理士から通常の消費税の計算に代えて、簡易課税制度を選択できるという提案を受けましたが、この簡易課税制度とはどんな制度なのでしょうか？

【A24】

＜課税仕入れ等を把握せずに計算できる制度＞

消費税の原則的な計算方法は、課税売上に対する消費税から、課税仕入れに対する消費税を控除して計算する、という方法です。簡易課税制度は、課税売上に対する消費税に、所定のみなし仕入れ率を乗じて、課税売上に対する消費税から控除する消費税を計算する方法です。

簡易課税制度を選択するのであれば、課税仕入れ等の計算が不要になりますから、計算の手間が小さくなります。

【解説】

課税売上に対する消費税から課税仕入れに対する消費税を控除して、納付する消費税額を計算する方法が消費税の計算の原則ですが、この方法（「本則課税」といいます。）に代えて、一定の事業者については、簡易課税制度で納付する消費税額を計算することが認められています。

簡易課税制度の計算は、課税売上に対する消費税に、事業者が営む事業の種類に応じて決められている控除の割合（「みなし仕入れ率」といいます。）を乗じて、課税売上に対する消費税から控除する消費税額を計算することになります。簡易課税制度は、いわば概算で控除する消費税を計算する方法であり、課税仕入れに対する消費税を計算する必要がありません。このため、本則課税に比して、簡易課税制度の計算は非常にシンプルです（図 23 参照）。

（図 23）簡易課税制度の計算

$$\text{消費税額} = (\text{課税売上に対する消費税}) - \overbrace{(\text{課税売上に対する消費税}) \times (\text{みなし仕入れ率})}^{\text{課税仕入れに対する消費税に代えて概算計算}}$$

簡易課税制度は、消費税の計算負担を削減するために、所定の要件を満たす事業者に対して認められる制度ですが、簡易課税制度により計算される消費税額は、本則課税により計算される消費税額より小さくなることもありますので、消費税の節税の王道にもなっています。

【Q25】

〈みなし仕入れ率の意義〉

みなし仕入れ率はどのように計算するのでしょうか？

【A25】

〈事業の種類ごとに定められている〉

みなし仕入れ率は、事業者の営む事業の種類に応じて、それぞれ固有の割合が定められています。

【解説】

控除される金額の計算基礎となるみなし仕入れ率は、事業者の営む事業の種類ごとに下記（図 24）のように定められています。

（図 24）簡易課税のみなし仕入れ率

事業の区分	該当する事業	みなし仕入れ率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	製造業、建設業、農林水産業など	70%
第四種事業	飲食サービス業や、事業用固定資産の売却収入など	60%
第五種事業	サービス業、運輸通信業、金融・保険業（※1）など	50%
第六種事業（※2）	不動産業	40%

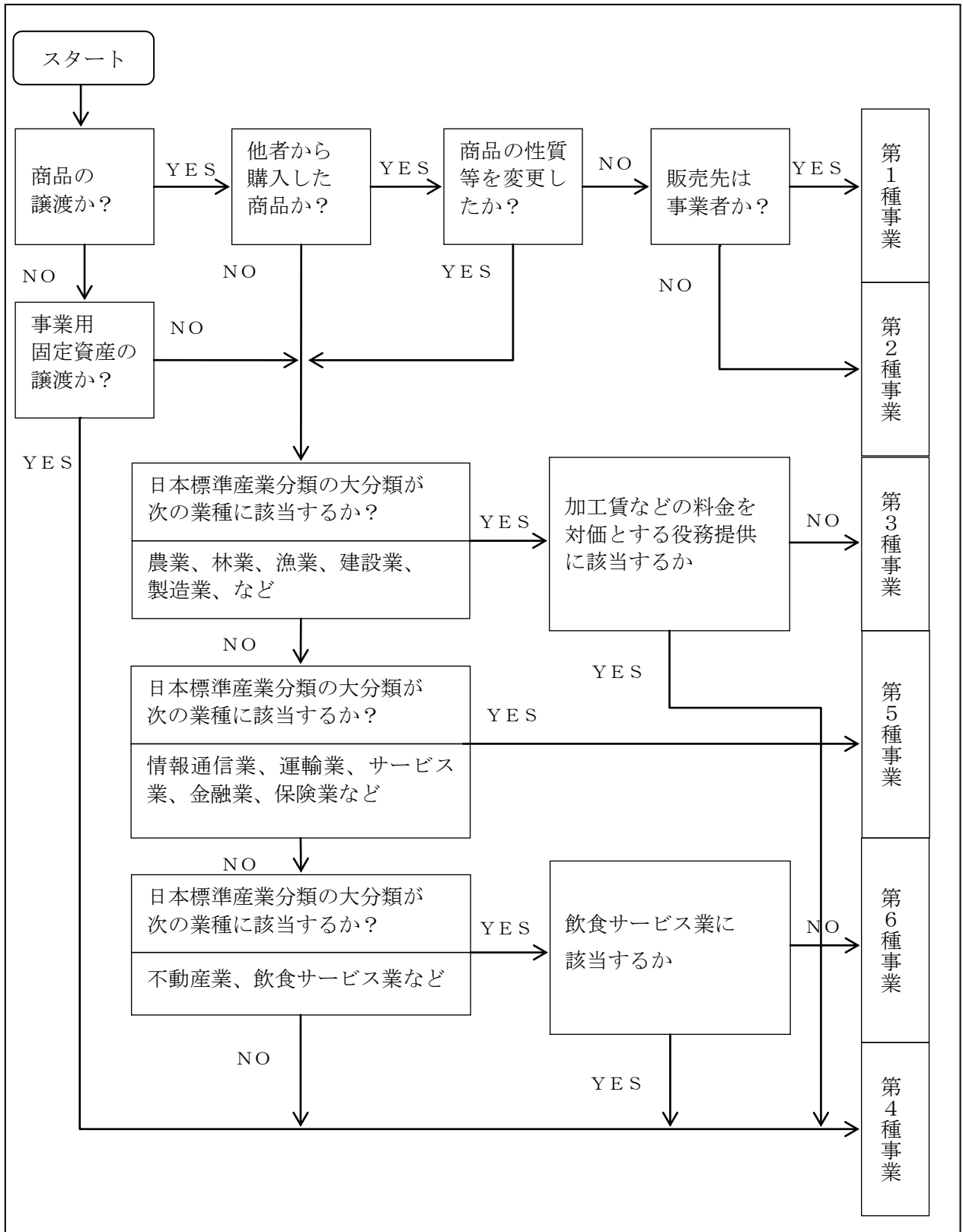
（※1）平成 27 年 4 月 1 日前開始事業年度においては、金融・保険業は第四種事業とされ、みなし仕入れ率は 60% です。

（※2）平成 27 年 4 月 1 日前開始事業年度においては、第六種事業という区分はなく、不動産業は第五種事業としてみなし仕入れ率は 50% です。

この事業の区分ですが、事業者が行う課税売上の種類ごとに区分する必要があるとされています。例えば、製造業を営む会社が食堂も経営している場合、本業の課税売上は、製造業として第三種事業（みなし仕入れ率は 70%）となりますが、食堂の収入に伴う課税売上は、飲食業として第四種事業（みなし仕入れ率は 60%）に該当することとされます。

簡易課税制度を適用する場合、課税売上がどの事業の区分に当てはまるかが重要になります。あくまでも目安ですが、一般的には、（図 25）のようなフローチャートに従って、判断することとされています。

(図 25) 事業区分のフローチャート



(※1) 平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度におけるフローチャートになります。

(※2) 国税庁ホームページをもとに作成

(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/20/02.htm>)

**【Q26】**

**＜卸売業、小売業の意義＞**

簡易課税制度における卸売業や小売業とは、具体的にはどのような事業をいうのでしょうか。

**【A26】**

**＜仕入商品をそのまま、事業者や消費者に販売する事業＞**

簡易課税制度における卸売業は、「他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業」とされています。つまり、仕入れた商品を、加工などせずそのまま他の事業者販売する事業をいいます。

一方、小売業は、その販売先が他の事業者ではなく、他の消費者に販売するものをいいます。

**【解説】**

簡易課税制度における卸売業は、「他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業」とされています。性質、形状を変更しないというのがポイントであり、仕入商品をそのまま販売することはもちろん、(図 26) のような行為をして販売しても、性質、形状の変更には当たらないとされています。

**(図 26) 性質、形状の変更に当たらないもの**

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 購入した商品に商標やネームなどを貼り付けたり、表示したりする行為  |
| ② 複数の商品をセット商品として詰め合わせる行為            |
| ③ 液状などの商品を小売販売店用の容器に収容する行為          |
| ④ ガラスその他の商品をほかの販売業者に販売するために裁断する行為   |
| ⑤ まぐろを小売店へ販売するために皮をはいだり、四つ割にしたりする行為 |

一方で、小売業は「他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の消費者に対して販売する事業」とされています。つまり、簡易課税制度においては、販売先が事業者か消費者かによって、卸売業か小売業かに区分されることになります。

**【Q27】**

**＜第 3 種事業の範囲＞**

第 3 種事業の範囲について、もう少し詳しく教えてください。

**【A27】**

**＜日本標準産業分類に基づき区分し、加工業を除く＞**

第 3 種事業は、日本標準産業分類において製造業や建設業などに区分されるもので、イメージとしては材料を購入して何か別のものを作る事業が該当することがほとんどです。

ただし、材料の無償支給を受けて製造する加工業などは、この範囲から除かれます。

### 【解説】

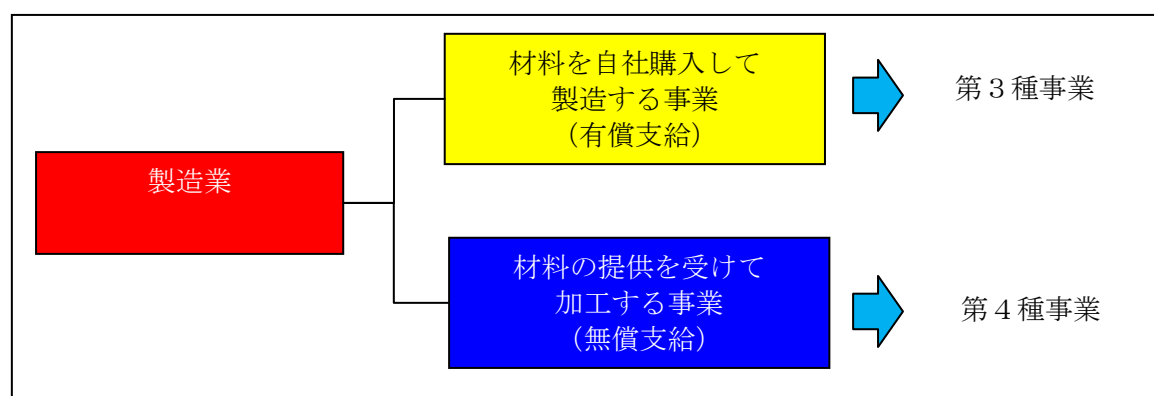
農林水産業、製造業、建設業などが該当する第3種事業は、例外はあるものの、イメージとしては、材料から全く別のものを作るような事業が該当します。このため、製造原価報告書を作って原価計算を行う事業であれば、原則としては第3種事業に該当するとお考えください。

この第3種事業の事業区分ですが、原則として「日本標準産業分類」という政府の統計資料を基に区分することになっています。この「製造業」の区分を見ていただくと、食料品製造業が含まれていますので、一般的な感覚では「製造業」とは言い難い、テイクアウトのハンバーガーに係る売上も第3種事業となります（なお、ハンバーガーの店内飲食の場合には、飲食サービス業として第4種事業に該当します。）。

加えて、「日本標準産業分類」において「製造業」に含まれる、「製造卸売業」や「製造小売業」なども、卸売業や小売業という名称にかかわらず、この第3種事業に含まれます。

ところで、この第3種事業の製造業からは、加工賃などの料金を対価とする役務の提供に係る事業が除かれています。この事業は、いわゆる加工業と言われるもので、材料を自社で購入せず、あくまでも作業だけを顧客に提供する事業を意味します。このため、材料を無償で支給を受けて製造する場合には、第3種事業には該当しないとされています。なお、この事業は、第4種事業に該当します（図27参照）。

（図27）製造業から除かれる加工業



### 【Q28】

#### <固定資産を売った場合の事業区分>

製造業を営む当社は、古くなった製造機械を下取りに出しました。この下取りの収入は、本業と同様、第3種事業として取り扱っていいのでしょうか。



【A28】

＜事業用固定資産の譲渡は、第4種事業＞

事業用固定資産を譲渡した場合、その事業区分は、本業に関係なく、第4種事業に該当するとされています。

【解説】

簡易課税制度の事業区分は、課税売上の種類ごとに区分する必要があるとされているところ、事業用の固定資産を売却したことによる課税売上も当然に区分する必要があります。その事業区分は、第4種事業に該当し、60%のみなし仕入れ率で計算します。

【Q29】

＜複数の事業を営む場合の計算＞

当社は、製造業を営む傍ら、社員向けに食堂も経営していますので、本業の売上（みなし仕入れ率 70%）と食堂の収入（みなし仕入れ率 60%）に区分し、二つのみなし仕入れ率を適用する必要があります。

この場合の消費税の計算はどうなりますか？

【A29】

＜原則として加重平均で計算するが、75%ルールも適用ありうる＞

複数の事業区分の課税売上がある場合は、原則としてそれぞれの課税売上に係るみなし仕入れ率を加重平均して、全体のみなし仕入れ率を計算します。ただし、簡便法として、75%ルールを使うことができます場合があります。

【解説】

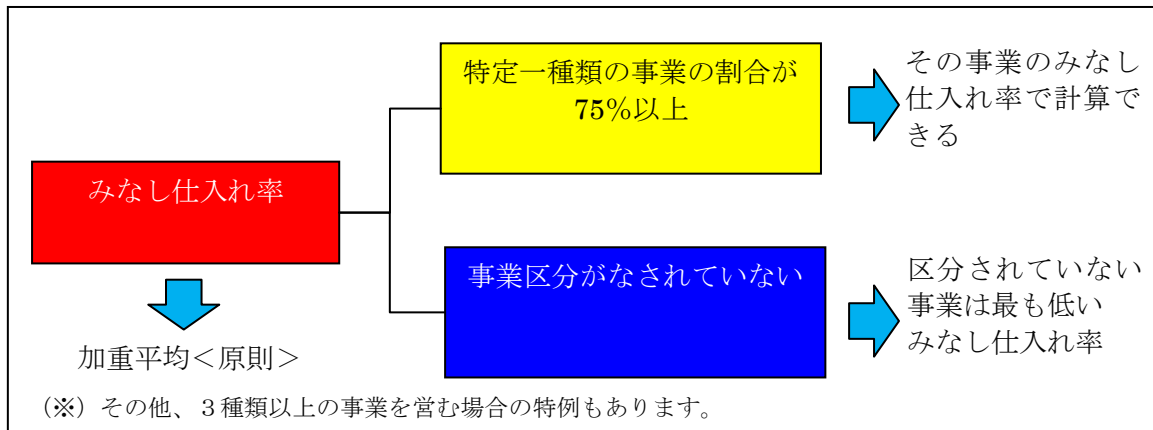
複数の事業を営む場合、課税売上に対する消費税に乗ずるみなし仕入れ率の計算は、原則として（図28）のように、加重平均して計算することになります。このようにして算出されたみなし仕入れ率を、課税売上に対する消費税に乗じて、課税売上に対する消費税から控除する消費税を計算します。

（図28）複数事業を営む場合のみなし仕入れ率の計算（原則）

第1種事業に係る消費税	×90%	+	第2種事業に係る消費税	×80%	+	第3種事業に係る消費税	×70%	+	第4種事業に係る消費税	×60%	+	第5種事業に係る消費税	×50%	+	第6種事業に係る消費税	×40%
第1種事業に係る消費税	+	第2種事業に係る消費税	+	第3種事業に係る消費税	+	第4種事業に係る消費税	+	第5種事業に係る消費税	+	第6種事業に係る消費税						

ただし、特定の1種類の事業の課税売上高が、全体の課税売上高の75%以上である場合には、その75%以上を占める事業のみなし仕入れ率を適用することができます。加えて、課税売上について、事業区分がなされていない場合には、その区分していない事業に係るのみなし仕入れ率は、その事業者が営む事業のうち最も低いのみなし仕入れ率に該当することになります(図29参照)。

(図29) 複数事業を営む場合のみなし仕入れ率



【Q30】

<簡易課税制度の適用要件>

簡易課税制度の適用要件は非常に厳しいと聞きましたが、その内容を具体的に教えてください。

【A30】

<届出書の提出及び基準期間の課税売上高が5千万円以下>

簡易課税制度の適用を受けるためには、その適用を受けようとする事業年度の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。加えて、この届出書を提出していたとしても、基準期間の課税売上高が5千万円を超える場合には、簡易課税制度を適用することはできません。

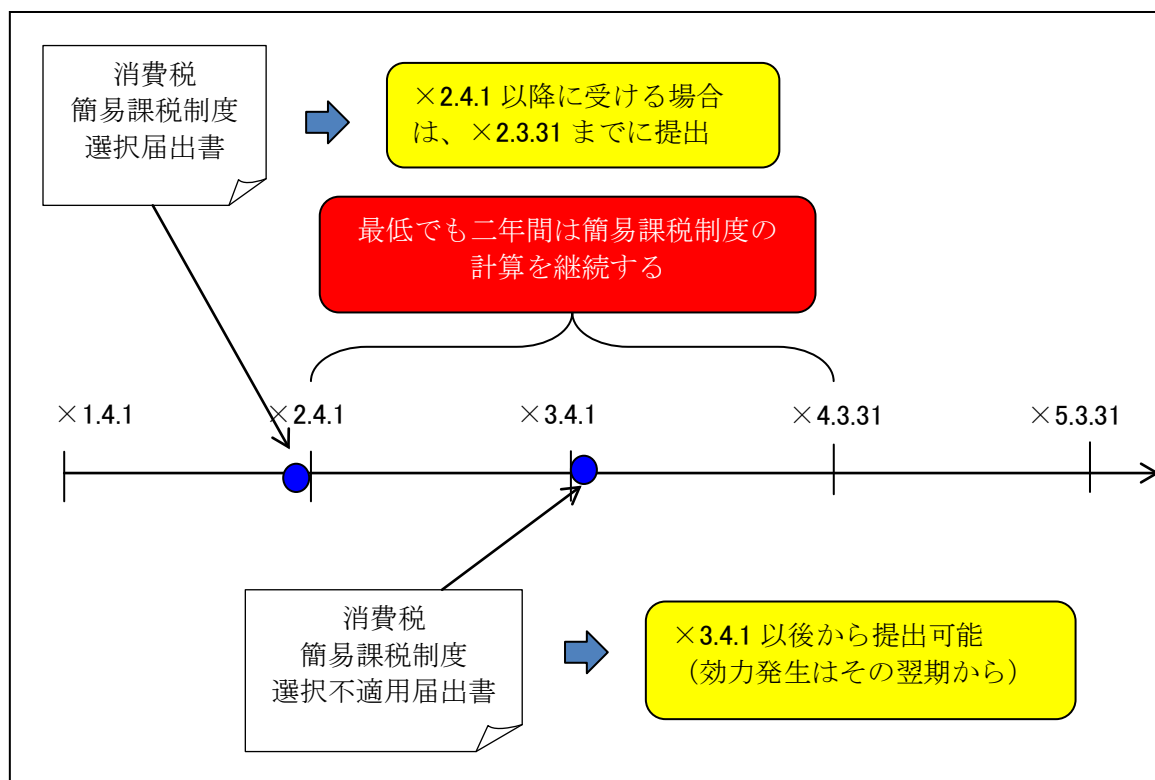
【解説】

簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、「消費税課税事業者選択届出書」と同様、届出書(消費税簡易課税制度選択届出書)を、その適用を受けようとする事業年度開始日の前日までに税務署に提出する必要があります。ただし、この届出書を提出すると、最低でも二年間は本則課税の適用を受けることはできなくなります。

なお、この届出書は、一度提出すると、その適用を受けないとする「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しない限り、その効果が継続するとされています。消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出すると、提出した事業年度の翌期から消費税簡易課税制度選択届出書の効力がなくなります。

ただし、消費税簡易課税制度選択不適用届出書は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出して簡易課税制度の適用を受けたとした事業年度の開始の日から、二年を経過する日の属する事業年度の初日以後（1年決算法人であれば、通常は消費税簡易課税制度選択届出書を提出した二期後の事業年度）でなければ、提出することができません（図 30 参照）。

（図 30）消費税簡易課税制度選択届出書等の提出時期



その他、簡易課税制度は基準期間（1年決算法人の場合、原則として二期前の事業年度）の課税売上が5千万円以下の事業年度においてのみ、適用を受けることができます。このため、二期前の売上が5千万円を超えるような場合には、消費税簡易課税制度選択届出書を提出していたとしても、簡易課税制度による計算を行うことはできません。

【Q31】

＜簡易課税制度のデメリット＞

当社は簡易課税制度に基づく計算の方が、消費税の納税額が小さくなると見込まれますので、簡易課税制度の適用を受けたいと思いますが、何かデメリットはありますか。

【A31】

＜二年縛りと還付を受けられない＞

簡易課税制度は、いったん選択すると最低でも二年間はそれを継続する必要がありますので、慎重に判断を行う必要があります。

加えて、簡易課税制度を選択すると、控除する消費税は課税売上に対する消費税額を超えることはありませんので、消費税の還付を受けることができなくなります。

#### 【解説】

簡易課税制度の適用を受ける場合には、事前の選択が必要ですが、いったん選択すると最低でも二年間は継続する必要がありますので、慎重に選択する必要があります。

この点、特に問題になるのは、簡易課税制度を選択すると、消費税の還付がなくなるという点です。簡易課税制度の計算上、課税売上に対する消費税に、所定のみなし仕入れ率を乗じて控除される消費税を計算しますので、課税売上に対する消費税よりも、控除される消費税が大きくなることはありません。このため、簡易課税制度の適用を受ける場合には、建物を建設するなどして多額の消費税を負担したとしても、その負担した消費税の還付を求めることはできません。

以上を踏まえると、消費税の還付が発生しやすい、設備投資を行う場合には、簡易課税制度の適用をやめることも検討する必要があります。この点、二年縛りの問題はもちろん、事前に消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出も必要になりますから、慎重に計画を立てる必要があります。

その他、近年の改正で所定の事業年度については、消費税簡易課税制度選択届出書の提出ができないこととされています。詳細は割愛しますが、このあたり専門家の意見も聞きながら、慎重に対応する必要があります。

## VI 消費税の税務調査対策

【Q32】

＜消費税の税務調査のポイント＞

消費税の税務調査が近年厳しくなっていると聞いていますが、消費税の税務調査対策の方向性について教えてください。

【A32】

＜法人税の税務調査対策と消費税特有の問題点の対策＞

法人税のミスと消費税のミスは、基本的に連動しますので、法人税の税務調査対策をきちんと行うことが消費税の税務調査対策においても重要です。

ただし、消費税は法人税が関係ない消費税特有の問題点も多く、内容を押さえておく必要があります。

【解説】

例えば、税務調査で売上の計上もれが見つかった場合、利益も課税売上も大きくなりますので、法人税と消費税の両方について、税金の追徴が行われます。このように、基本的には法人税のミスと消費税のミスは連動するものですから、法人税の税務調査対策をしっかりと行うことが、消費税の税務調査対策においても重要になります。

ただし、赤字であれば原則として課税されない法人税とは異なり、消費税は課税事業者であれば赤字でも税額が発生します。赤字会社には法人税が発生しないため税務調査に来ない、といった話も耳にしますが、消費税だけを目的に税務調査が行われることもありますので、赤字だからといって安心してはいけません。

その他、消費税には、法人税とは関係がない消費税特有の問題点があります。この特有の問題点について、近年非常に厳しい税務調査が行われています。具体的には、以下のようなポイントについて、税務調査において問題になります。

- ① 給与と外注費の区分
- ② 請求書等保存要件の該当性
- ③ 還付申告を行った場合の処理

これらの問題点について、具体的な内容を押さえておき、あらかじめ対策を練っておく必要があります。

【Q33】

＜給与と外注費の区分＞

給与と外注費の区分が税務調査で問題になる、ということですが、その理由を教えてください。

【A33】

＜給与は不課税、外注費は課税仕入れ＞

給与は消費税の対象にならないため、課税仕入れが認められませんが、外注費は消費税が課税されますので、課税仕入れとして認められます。このようなメリットがありますので、事業者によっては、本来給与とすべきものを、外注費として申告するケースがあり、この点につき税務調査では厳しくチェックされます。

【解説】

消費税の計算上、給与より外注費が有利と言われます。これは、給与を支払っても課税仕入れとならない反面、外注費は課税仕入れとなるからです。このため、消費税を節税するために、本来給与とすべきものを外注費として処理する納税者もあり、給与と外注費の区分について税務調査において厳しいチェックがなされます。

給与と外注費の区分は、社会保険の届出をしているか、外注の契約をしているか、といった形式的なポイントだけではなく、提供される役務の実態に応じて判断を行うことになります。一例を挙げると、(図 31) のようなポイントを、総合的に踏まえて判断するとされています。

(図 31) 給与と外注費の判断ポイント

チェックポイント	区分
他人が代替して業務を行えるかどうか	代替できるものであれば、外注費に近い
事業者の指揮監督命令を受けるかどうか	指揮監督命令を受けないものは、外注費に近い
材料や用具等の支給を受けるかどうか	支給を受けないものは、外注費に近い

あくまでも、総合的に検討して給与と外注費を判断することになっていますので、その区分は一概には言えませんが、特に「材料や用具等の支給を受けるかどうか」というポイントについて、税務調査ではよく問題になります。例えば、名刺の支給、ロッカーや机の支給状況などについてです。これらを支給すると給与に近いと判断されますので、外注費として処理するのであれば、極力支給しないことが重要になります。

【Q34】

＜請求書等保存要件＞

請求書等保存要件とは何でしょうか？

**【A34】**

**＜課税仕入れの全額否認がありうる＞**

消費税の計算上、課税仕入れは、所定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合に限り、認められるとされています。このため、これらの資料を保存していない場合はもちろん、税務調査で提示ができなければ、課税仕入れの全額を税務調査で否認される可能性があります。

**【解説】**

消費税の計算上、課税仕入れは下記（図 32）のような事項が記載されている帳簿と請求書等を保存しない限り、原則として認められないとされています。

**（図 32）請求書等の記載事項**

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

このため、帳簿と請求書等の保存をしていない場合はもちろん、税務調査の際、調査官に提示することができなければ、課税仕入れが認められないという指導を受ける可能性があります。仮に、請求書等保存要件を満たしていないと判断されれば、課税仕入れの全額が税務調査で否認されることになり、膨大な消費税の追徴税額が発生することになります。

税務署からこのような判断がなされないよう、常日頃から資料の保存には十分に注意する必要があります。

**【Q35】**

**＜還付申告と税務調査＞**

還付申告を行うと、消費税の税務調査リスクが大きくなると耳にしましたが、その理由と還付申告を行う場合の税務調査対策について教えてください。

**【A35】**

**＜還付理由の明確化と裏付け資料の準備＞**

設備投資を行ったり、輸出取引を行ったりすることで、消費税は還付申告となる 경우가多くあります。還付申告となりやすい、という消費税の性格を利用して、不正に還付申告を行う事件が散見されたこともあり、消費税の還付申告について、税務署は非常に細かくチェックしています。

消費税の還付申告を行った場合、還付申告になった理由などを記載する「消費税の還付申告に関する明細書」を申告書に添付して提出する必要があります。この明細書は、

税務署から特に厳しくチェックされます。

その他、還付申告を行うと、後日税務署から還付申告となった理由を裏付ける資料の提出を要請されることもありますので、提出できるようあらかじめ準備しておくとともに、事前に提出する資料の内容を確認しておく必要があります。

#### 【解説】

設備投資を行ったり、輸出売上が多かったりする場合、課税売上よりも課税仕入れの方が大きくなりますので、消費税は還付申告となることが多くあります。実際のところ、還付申告となりやすいという消費税の性格から、不正に消費税の還付申告を行う事件が多数見られました。このため、消費税の還付申告に対して、税務署は厳しくチェックをしており、場合によっては税務調査を実施することもあります。

消費税の還付申告をした場合には、税務署から還付申告になった理由について文書でお尋ねがなされたり、その裏付けとなる資料（設備投資の契約書や謄本など）の郵送を求められたりすることがあります。このため、還付申告を行う場合には、還付申告となった理由（設備投資や輸出など）を明確にするとともに、その裏付けとなる資料については、内容を事前に確認した上で、税務署から提出を求められれば即提出できるよう用意しておく必要があります。

ところで、還付申告を行う場合には、確定申告書に、還付申告となった理由や課税仕入れ等の明細を記載した「消費税の還付申告に関する明細書」を添付する必要があります。この内容は特に税務署から細かくチェックされますので、注意して作成する必要があります。



納税者であるあなたの正当な権利を守ります

## MCS税理士法人

「迅速・丁寧・誠実な対応がモットーです」

MCS税理士法人立川事務所」では、代表税理士 舩田義行をはじめ30代～40代の若手専門家が、「迅速」「丁寧」「誠実な対応」と、何より税務会計スペシャリスト達の専門知識を持って貴方の経営を徹底支援！貴社の発展が私たちの喜びです。



事務所名 MCS税理士法人

TEL 0120-316-540

代表者名 丸山定夫・舩田義行

FAX 042-528-6949

所在地 東京都港区南青山3-13-1  
小林ビル4階  
東京都立川市柴崎町3-11-4  
千代田生命立川ビル4階

URL <http://www.mcs-office.jp>

e-mail [info@mcs-office.jp](mailto:info@mcs-office.jp)

税務のことで悩んだら

すぐにこの番号までご連絡下さい

0120-316-540